

# 機能強化計画の要約

## 1. 基本方針

地域の中小企業の支援や個人取引の強化を通して地域社会の再生・活性化を図ることを基本とする。また、金融取引だけに止まらず他の金融機関が真似のできない地域密着に根ざした強いリレーションシップという見えざる資産を基に、地域中小企業や地域住民の金融ニーズへの対応を通じた金融サービスの提供者になることを目指す。

## 2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画（別紙様式1）

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			平成15年度	平成16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・現状は個別支店受持ち別審査を行い業種別は取り入れていない。融資審査から中間管理(企業支援)、管理(回収)まで、顧客ごとに一体的に管理するためであり、継続していきたい。	・事業計画書を読み取る力や貸出実行後のモニタリング、経営相談、経営支援等に対応できる人材の育成を図るため、外部研修への参加。 ・事業開始後5年程度の計画対実績の実態把握を行う。	・人材育成のための外部研修への参加(保証協会等) ・経営支援のための外部研修への参加。 ・事業開始後の事後管理を行うため、計画実績表の導入	・左記取組みを継続する。	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	・日常業務の融資審査の経験を積むことによる体系的な育成となっている。	・外部(信金業界及び保証協会等)で実施する集合研修へ参加する。	・外部(信金業界)で実施する研修へ参加する。	・左記取組みを継続し、内容の充実を図る。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・当地には産学官の組織がないため取組んでいません。	・鑄物協同組合及び商工会議所などの日常業務の訪問活動を通じて、実態の把握と情報の収集を図る。	・鑄物協同組合及び商工会議所などを通じて、実態の把握と情報の収集を図る。	・左記取組みを継続する。	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・協調融資及びベンチャー向けは数件の実績がありますが、現状は日常業務での情報を生かしての取組みであり、今後も引き続き継続する。他業態との連携は案件の都度の対応であり、件数も少なく今後も現状で対応したい。	・日常業務の中でベンチャー企業の情報収集を図る。	・ベンチャー企業の情報収集	・左記取組みを継続する。	
(5) 中小企業支援センターの活用	・活用方法等の認識が不足して、現状は利用していません。 ・活用内容の把握が不十分と考えます。	・水沢地域中小企業支援センターの情報収集を図り活用方法の検討を行う。	・本部で水沢地域中小企業支援センターの活用方法の検討を行う。	・会議等を通して営業店に対し、水沢地域中小企業支援センターの存在と活用方法の周知徹底を図る。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			平成15年度	平成16年度	
<b>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</b>					
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部取引先には経営改善計画書の提出を受け、健全化に向けて進めています。</li> <li>日常業務の中で取引先毎に問題点見出し遊休資産の売却や債務超過解消等の改善を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営改善計画書に対し本部と営業店の連携を図る。</li> <li>経営改善計画書との実績対比表を導入し事後管理を進める。</li> <li>経営改善に向けて外部研修プログラムに参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営改善計画書の内容は必要に応じて本部と営業店でヒアリングを行い、改善計画を進める。</li> <li>経営改善計画書との実績対比表の活用</li> <li>外部研修(信金業界他)に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記取組みを継続する。</li> </ul>	
<b>3. 早期事業再生に向けた積極的取組み</b>					
(1) 中小企業の過剰債務構造を解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事再生法の活用については、顧問弁護士との連携により対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例があった時に個別に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例があった時に個別に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例があった時に個別に対応する。</li> </ul>	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱い事例はない。当地で多く発生することは考えられないことより、案件の発生した都度の対応です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例があったときに個別に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例があったときに個別に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以後左記を継続実施する。</li> </ul>	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIP ファイナンス等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESの取扱い対象先はありません。</li> <li>DIPファイナンスの取扱いもありません。多く発生することは想定されませんので現状での個々の対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESは取組まない。</li> <li>DIPは対応が必要な場合も想定されますので、案件が発生した場合は都度慎重に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記を継続する。</li> </ul>	
<b>4. 新しい中小企業金融への取組みの強化</b>					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫としては、保証にある程度依存しているものの、第三者保証の利用にあたっては、トラブルも少なく過度になっていないものと認識しています。</li> <li>当金庫取引先は小規模であり財務制限条項を導入できる取引先は現在ありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後モニタリングは、不良債権の未然防止の観点から重点的に取り組む。また役席の訪問等で確立していく。</li> <li>第三者保証の取扱いは、今後債務者のキャッシュフローや保全面をみながら柔軟に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役席者の訪問及び経営改善・条件変更・新規開業事業計画実績表の活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記取組みの継続。</li> </ul>	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の収益等が一定の安定性を保つ企業が少ないため、特別のプログラムは整備していません。</li> <li>月次資金繰表の提出は、必要の都度添付することにしていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税理士等と連携し検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税理士等と連携し検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記取組みの継続。</li> </ul>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			平成15年度	平成16年度	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・現在SSC(しんきん情報事務センター)のリスクデータベースの利用は一部分ですが、今後の与信管理上必要と考え項目を増やしていきたい。	・外部データベース機関の比較検討をしていく。 ・外部データベース機関の研修会(説明会等)へ参加し実態と内容の把握を行う。	・外部機関のデータを比較検討する。 ・外部研修会(信金業界等)へ参加し実態と内容の把握を行う。	・左記取組みの継続。	
<b>5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化</b>					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・重要事項等の説明や契約書等の写しは個別に対応しています。 ・写し等の交付は徹底する必要がある、新しいガイドラインに沿った対応を進めます。	・各種契約書の表現を顧客により理解しやすいよう見直しの検討を行う。 ・会議等を通して説明や交付の徹底を図る。	・各種契約書の表現を顧客により理解しやすいよう見直しの検討を行う。 ・会議等を通して説明や交付の徹底を図る。	・左記取組みの継続。	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・設置開催され参加しています。	・会議に参加する。	・地域金融円滑化会議に参加。第1回平成15年6月17日	・地域円滑化会議に参加	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	・現状は営業店苦情対応の手引きを策定し営業店に周知。発生の都度営業店が「苦情処理監録表」に記載し、本部総務部へ報告する体制になっている。 ・実例を基にした庫内研修の実施には至っていない。	・支店長による営業店苦情処理責任者の任命・確認 ・「苦情処理監録表」作成の徹底 ・「苦情処理・処理簿」のとりまとめ ・営業店苦情処理規定(案)の策定着手 ・営業店苦情処理規定の制定により強化・徹底する。 ・苦情・相談等の事例を参考に庫内研修を実施する。	・支店長による営業店苦情処理責任者の任命・確認 ・「苦情処理監録表」作成の徹底 ・「苦情処理・処理簿」のとりまとめ ・営業店苦情処理規定(案)の策定着手	・営業店苦情処理規定の制定により強化・徹底する。 ・苦情・相談等の事例を参考に庫内研修を実施する。 ・上記取組みを継続する。	
6. 進捗状況の公表	・要約(別紙様式3)の開示について、媒体、開示方法等の情報収集に努める。	・3月期末までの進捗状況についてはディスクロージャー誌で公表する。 ・9月期においては上期までの進捗状況を11月末までに店頭掲示する。	・9月期においては上期までの進捗状況を11月末までに店頭掲示する。	・3月期末までの進捗状況についてはディスクロージャー誌で公表する。 ・9月期においては上期までの進捗状況を11月末までに店頭掲示する。	
<b>各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み</b>					
<b>1. 資産査定、信用リスク管理の強化</b>					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	・規定の不備や認識の甘さがあったことを踏まえ、今後は規定に沿った、自己査定を実施する。	・規定の整備及び研修会・勉強会等による周知・徹底を図る。 ・名寄せ名簿の洗い替えを行う。	・自己査定の研修・勉強会 ・名寄せ名簿の洗い替えを行う。	・左記取組みを継続し、内容の充実を図る。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・売買等の処分実績が少なく、流通価格と路線価格との倍率を把握しての取扱いとなっている。 ・担保評価方法及び規定の整備。	・路線価と流通価格対比の調査実施及び地価動向の把握と評価への反映を行うため、新年度版路線価による、流通価格と路線価との対比調査を行う。	・新年度版路線価による流通価格と路線価格との対比調査を行う。	・新年度版路線価による流通価格と路線価との対比調査を引き続き行う。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			平成15年度	平成16年度	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況を開示	・平成15年度版のディスクロージャー誌より業界と足並みをそろえて開示した。今後も業界の基準に合わせて開示する。	・通期分はディスクロージャー誌で、半期分はミニディスクロージャー誌で業界の基準に合わせて開示する。	・通期分はディスクロージャー誌で、半期分はミニディスクロージャー誌で業界の基準に合わせて開示する。	・以降は上記を継続する。	
<b>2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上</b>					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・信用リスクデータの整備は蓄積を進めています。 ・信用格付制度はリスク管理制度の構築途上であり、現状は導入しておりません。	・信用格付けは導入金庫より、整合性等の情報収集を行う。 ・信用格付導入体制の整備を図る。 ・外部説明会に参加する(信金中金等)。	・信用格付けの内容を検討する。 ・企業信用格付システムの説明会への参加(信金中金) ・外部説明会への参加(保証協会等)	・左記を継続し、体制の整備を図る。	
<b>3. ガバナンスの強化</b>					
(2) 半期開示の実施	・現状は昨年9月末時点で開示していません。 ・開示項目及び情報開示手法について検討中です。	・全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、11月末までに半期開示を実施する。 ・情報開示の方法についてはミニディスクロージャー誌とする。	・全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、11月末までに半期開示を実施する。 ・情報開示の方法についてはミニディスクロージャー誌とする。	・11月末までにミニディスクロージャー誌で半期開示を実施する。	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代の選任にあたっては、信用金庫法と定款で定めるところにより選考手続きの透明性は確保されるようになっている。 ・総代以外の会員の意見を総代会に反映させる仕組みは今のところない。 ・経営に対する規律性等総代会としての基本的なガバナンス機能は現状でも有効に働いていると認識している。	・全信協での検討結果を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目を検討する。 ・全信協が情報開示の任意項目として定めた事項のうち、総代氏名のディスクロージャー誌への掲載については、導入するかどうかを検討する。	・全信協がとりまとめた情報開示の必須項目をもとに、当金庫としての総代会機能向上策を全般的に検討する。 ・総代の氏名等任意項目となっている事項のディスクロージャー誌への掲載について検討。	・平成16年決算にかかるディスクロージャー誌への掲載方法を検討、確定する。	
<b>4. 地域貢献に関する情報開示等</b>					
(1) 地域貢献に関する情報開示	・地域ニーズに対応した地域貢献により、地域の利用者からその取組みが評価されていると認識しているが、今般のアクションプログラムを踏まえ、更なる充実及び情報開示の推進が必要と認識	・会員や地域住民等がより理解しやすいものになるように、全信協から示された開示方針を踏まえつつ、ディスクロージャー媒体、開示項目、説明方法を検討する。 ・全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、当金庫としての地域貢献活動を11月末までにミニディスクロージャー誌で公表する。	・全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、当金庫としての地域貢献活動を11月末までにミニディスクロージャー誌で公表する。	・平成16年3月期決算期以降の開示方法は、法定のディスクロージャー誌の中、地域貢献ディスクロージャーを織り込む方法とする。 ・上記取組みを継続する。	・左記取組みを継続する。

3. その他関連する取り組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み
<p>・ 中小企業金融の再生に向けた取り組み</p> <p>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</p> <p>(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備</p>	<p>(1) 今後どのような情報収集の活用ができるか、又どの様に顧客に提供する事が可能か情報収集と活用方法の仕組みを検討していきたい。</p> <p>(2) 営業店の渉外担当者を通じての情報収集は、この情報をどのように取引先のニ - ズとして具現化するか検討していきたい。</p> <p>(3) 取引先経営者で組織された「すいしん会」等の総会・懇親会においてビジネスマッチングの機会を創造しており、引き続き継続する。</p> <p>(4) (株)タナベ経営(イ - グルクラブ)との外部機関と提携しており引き続き継続する。</p>
<p>・ 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み</p> <p>3. ガバナンスの強化</p> <p>(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針</p>	<p>(1) 現状の当金庫管理資料(月次損益計算表、店別営業報告書等)での対応を充実・継続する。</p> <p>(2) 当局・オフサイトモニタリング資料及び同フィードバック資料、日銀ヒアリング報告資料等の一層の活用。</p> <p>(3) 余資運用の中心をなす有価証券においては、証券会社の還元資料(ボンドMIS等)の活用を継続する。</p>